流 山 市 農 業 委 員 会 平 成 2 1 年 第 9 回 総 会 議 事 録

平成21年9月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成21年第9回総会議事録

1 期日 平成21年9月25日(金)

(7)報告第14号 専決処理の報告について

2 場所 流山市役所 3 0 6 会議室

3 議長名 石井 勇

4 出席委員(13名)

		1番 水野	敬久	2番	藤井	俊行	
		3番 坂巻	忠志	4番	中村	敏則	
		5番 大作	榮	6番	根本	隆	
		7番 小林	常男	9番	水代	啓司	
	1	0番 渋谷	辰夫	11番	戸部	源房	
	1	2番 秋間	髙義	13番	石井	勇	
	1	4番 大塚	侃				
5	欠席委員(2名)					
		8番 須郷	英夫	16番	高市	正義	
6	書記名臨時	诗職員	乘松	健			
7	事務局 事務	務局次長	岡田	敏夫			
	事	務局次長補佐	E 吉田	勝実			
8	会議目次						
(1) 議案第40号	農地法3条	€の規定Ⅰ	こよる許可申	詩に	ついて(市許可)	1
(2	2)議案第41号	農地法5条	その規定!	こよる許可印	詩につ	ついて(一時転用)	3
(3	3)議案第42号	特定農地貨	付けに	関する農地流	法等の物	持例に関する承認申請につ	いて 7
(4	4)議案第43号	相続税の糾	Ν税猶予Ι	こ係る特例制	農地等(の利用状況の確認について	. 9
(5	5)報告第12号	生産緑地買	取り申と	出による農業	美従事	者への斡旋について	1 1
(6	5)報告第13号	利用権の中	徐解約	こ係る通知は	こつい	\overline{c}	·· 1 1

1 2

開会 午後3時02分

石井議長 それでは、ただいまから平成21年第9回流山市農業委員会総会 を開会いたします。

ただいまのところ出席委員13名、欠席委員は2名であります。

よって定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員を指名いたします。 1 番水野委員、 2 番藤井 委員を指名いたします。

また、会議の書記として乘松臨時職員を任命いたします。

これより議事に入ります。

本日の議案につきましては、お手元に配布してありますとおり、議案第40号から議案第43号及び報告第12号から報告第14号であります。

それでは、議案第40号「農地法3条の規定による許可申請について(市 許可)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の1ページでございます。

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする

平成21年9月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

今月の3条の許可申請は、2件でございます。

まず、1番でございますが、案内図は1ページでございます。申請地は、 流山市平方の田、3筆、298㎡でございます。譲受人は市内で兼農として 農業を営んでおります。耕作地整理のため、登記名義が流山市となっている 旧水路用地、現在は権利者が耕作している田と、現在の水路用地、登記名義 人が権利者である土地を、交換しようとするものでございます。

次に、2番でございますが、案内図は、2ページでございます。

申請地は、流山市西平井の現況、畑、509㎡でございます。譲受人は、市内で農業を営んでおります。農業経営規模の拡大を図るため、農地を購入しようとするものでございます。

以上でございます。

石井議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について(市 許可)」御報告いたします。今月の3条許可申請は、2件であります。 最初に、1番の申請者でありますが、義務者は流山市でありまして、権利者の2名につきましては夫婦で、職業はともに兼農でありました。

次に、本件につきましては、関係者からのヒアリングを行っております。まず、本件の申請事由ですが、去る6月の農業委員会総会において御審議いただきました3条許可申請の3番から9番までの案件と同一の内容でありまして、登記簿の所有権と実際に使用している場所が相違していて、流山市が所有している水路用地と今回申請のあった権利者の田んぼが逆になっていたというものであります。このため、登記簿上の名義及び位置を現況と一致させるため、交換をしたいというものでありました。

なお、申請書の提出が今月となったことにつきましては、6月の時点では、 権利者の相続の関係から申請書を提出できなかったそうですが、ここで遺産 分割の協議が整ったことから、今回、申請をすることができたということで ありました。

次に、2番の申請者でありますが、義務者の年齢は74歳で、職業は農業です。権利者の年齢は57歳で、職業は農業であります。

本件につきましても、関係者からのヒアリングを行っておりまして、申請事由としては、経営規模の拡大を図るためということでありました。

次に、申請に至った経緯や権利者の営農状況、また、売買価格などについてお聞きいたしました。

まず、申請の経緯でありますが、義務者が高齢となったこと。また、申請 地の畑は道路に接していないため、耕作をするためには、権利者が耕作して いる畑を通らなければならず不便な状況であるとのことでありました。

このため、今回、この申請地を権利者が取得できた場合は、権利者の畑とつながり、一団の農地として利用できるというものであります。

次に権利者の営農状況ですが、農業従事者は4人で、耕作面積は約1ヘクタールでありました。また、売買価格は750万円で、1坪当たりでは約5万円とのことであります。

最後に、申請地は生産緑地の指定を受けておりますが、引き続き、農地と して利用する場合は、第三者に処分することは可能とされております。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

石井議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

11番委員(戸部委員)1番の件ですが、現状の農地の水路を交換して、

今度流山市に返した後の水路は、水路として流山市がやっていくのですか。 岡田次長 今回権利を移動しようとする土地の現況は田んぼになってござい ます。現在所有者の持っているところは水路になっております。

11番委員(戸部委員)水路はわかりますが、交換された後、流山市はどうするのですか。

岡田次長 流山市が水路として使っていきます。

11番委員(戸部委員)現状も水路として機能しているのですね。

岡田次長 水路として機能しております。

11番委員(戸部委員)わかりました。

3番委員(坂巻委員)前回も同じ案件がありましたが、まだ、たくさんあると聞いております。今回のように遺産分割の整理が終わったというような要因がないと、この交換手続きは今後も出来ないのでしょうか。

1 1 番委員(戸部委員)この問題は、流山市がきちんとやらなければいけない。実際、2 0 年度決算は企業会計になっている。財産なども全部評価して計上しなくてはいけない。こういうことがあった場合は、どんどんやる方向でないとしっかりしたものが出てこない。

岡田次長 この件に関しましては、土地改良区の話では、まだ10数件残ってございます。これからも引き続き解決に努力してまいりたいと聞いております。

12番委員(秋間委員)10数件まだ残っているとのことですが、どのような経緯で進めていくのですか。

石井議長 使われている水路と使われていない水路があり、まずは使われている水路からということです。

12番委員(秋間委員)もう何年間も経過しているのだから、市の方から積極的に取り組んで組んでいただきたいと思います。

石井議長 他に質疑お持ちの方いらっしゃいますか

(なしの声あり。)

石井議長 質疑なしと認めます。これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案については、許可することに決定いたしました。

石井議長 次に、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の2ページでございます。

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用) 農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする

平成21年9月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義 今月の5条許可申請は、7件でございます。

まず1番でございますが、申請地は流山市西深井の田、942㎡でございまして、転用目的は、土砂等の利用による農地造成でございます。案内図は3ページから5ページでございます。

次に、2番でございますが、申請地は流山市西深井の田、519㎡でございまして、転用目的は、土砂等の利用による農地造成でございます。案内図は3ページ・4ページと6ページでございます。

次に、議案書の3ページでございます。3番でございますが、申請地は流山市西深井の田、4筆、1,591㎡でございまして、転用目的は、土砂等の利用による農地造成でございます。案内図は3ページ・4ページと7ページでございます。

次に4番でございますが、申請地は流山市西深井の田、766㎡でございまして、転用目的は、土砂等の利用による農地造成でございます。案内図は3ページ、4ページと8ページでございます。

次に5番でございますが、申請地は流山市西深井の田、2筆、1,004 ㎡でございまして、転用目的は、土砂等の利用による農地造成でございます。 案内図は3ページ・4ページと9ページでございます。

次に議案書の4ページをお開きください。

6番でございますが、申請地は流山市西深井の現況畑、3筆、287.52 ㎡でございまして、転用目的は、先ほど御説明いたしました2番の農地造成 を行うために搬入路として利用したいというものでございます。案内図は3 ページから4ページでございます。

次に7番でございますが、申請地は流山市西深井の現況畑、53.96㎡でございまして、転用目的は、先ほど御説明いたしました3番の農地造成を行うために搬入路として利用したいというものでございます。案内図は3ページから4ページでございます。

譲受人は、野田市で土木建築業を営んでおりまして、1番から7番まで同一の申請者でございます。また、権利の内容につきましても、7件とも使用貸借権でございます。農地造成に係る費用は1,365万円で、全額自己資金で賄います。他法令の関係は、流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例が該当し、現在、手続き中です。

以上でございます。

石井議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を御報告いたします。今月は一時転用による申請が7件でありますが、いずれも内容が関連した案件でありますので、一括して御報告させていただきます。

最初に転用目的でありますが、1番から5番につきましては、土砂等の利用による農地造成を行うものであります。また、6番と7番につきましては、2番並びに3番の農地造成を行う際には申請地が公道と接していないため、この造成を行う間、搬入路として使用したいというものであります。

次に、本件につきましても、関係者からのヒアリングを行いました。 権利者は土木業を営んでおりまして、主な事業実績といたしましては、西深 井にあります工業団地の南側に位置する水田、約17.2ヘクタールの農地 造成を行った会社であります。

次に、申請の経緯でありますが、前回の一連の農地造成の際には、相続登記の関係などもあり、今回の申請者5名につきましては、当時、埋立てを行っておりませんでしたが、今回、あらためて土地所有者より周囲と同様に農地造成を行いたいとのことから申請があったものであります。

次に、事業計画の概要でありますが、埋立て工事は天地返しで行い、搬入する土砂は、東京の新宿6丁目の都市開発現場からの約13,000立方メートルを使用するとのことであります。

なお、この土砂の安全性につきましては、地質調査が行われ確認がされております。また、搬入に当たっての運搬ルートの協議もなされておりました。

次に、埋立て期間等についてお聞きいたしましたが、工事期間は、許可後から2月までを予定しており、農地造成後は、芋類の作付けが計画されておりました。

最後になりましたが、他法令の関係につきましては、流山市の土砂等の埋立て条例が該当し、現在申請中でありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

石井議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方いらっしゃいま すか。

12番委員(秋間委員)業者についてお聞きしたいのですが、全部同じ業者になっていますが何か理由はあるのですか。

岡田次長 申請者は今回西深井工業団地内の約18ヘクタールの埋立てを前

回平成18年に行っておりますが、その時に5ヶ所地主さんの協力を得られなかったところがございました。今回その5ヶ所の地主さんが埋立てをしたいということで、申請があがったものです。この時の業者と今回の業者は同一業者でございます。この業者でございますが、流山市内では過去に数件、中野久木地先の体験農園の所でも行っている業者ですので、実績的には今のところ問題はございません。以上でございます。

12番委員(秋間委員)実績的にも問題ないということで、安心しました。 土砂などの搬入路、搬入経路などについても今までと同じような形でやるのでしょうか。

岡田次長 搬入経路は東京からですので、常磐自動車道で降りまして野田県道を通って、新川耕地に運んできます。これについても警察との協議も終わっています。

11番委員(戸部委員)前と同一業者ですが、条件とかは何か違うんですか。 岡田次長 埋立条件は、特に変更はございません。

11番委員(戸部委員)前に埋立した18町歩、これについては、大雨の時に工業団地に水が上がったとの話も聞いておいますが、今後は大丈夫ですか。流山市として考えていますか。

岡田次長 流山市としても道路に水が溢れるのは好ましくはございませんので、その点につきましては道路課・河川課の方で検討はしてもらっております。今回の申請は農業上の許可申請でございますので、道路・河川に影響が出ないように申請者には注意をしてもらいたいと考えております。

11番委員(戸部委員)野田松戸県道脇の、この当たりの埋立てでの水の発生問題は流山市全体で、道路課・河川課だけではなくてこの問題は農業委員会だけでは対応できないから市長、副市長によく検討するよう言っている。 農業委員会事務局としては、どうお考えなのですか。

岡田次長 この件につきましては、このあと建議に含め検討してもらおうと 考えております。

11番委員(戸部委員)これは埋立てだけの問題ではない。嵐や大雨の際の水の被害に対しては、道路構造と水路構造が関係してくるので、農業委員会だけではどうしようもない。流山市と提携して農業委員会はあるのだから、今後はきちんとつかんでいって欲しいと思っています。

石井議長 まず原因は新和団地から流入する水路が大きい。物の流れが強く て他のところから流れてくるのはみんなオーバーフローしている。

あと北小屋・中野久木はやはり団地の影響が強い。土地改良から移管されてから何もしていない。根本的には承水路を大きくしないと対応出来ないのではと思います。

- 3番委員(坂巻委員)一体でやっていく必要がある。
- 2番委員(藤井委員)過去に埋立てたところは何か耕作しているのでしょうか。

岡田次長 今のところ耕作は開始されておりません。

2番委員(藤井委員)本当に農地として耕作するために埋立ているのでしょ うか。

岡田次長 農地として使って頂く以外ないです。

2番委員(藤井委員)わかりました。

5番委員(大作委員)土砂につきましても、農業委員会としまして、再度安全性については確認をとって頂きたい。

岡田次長 もちろん、安全性は第一でございます。権利者の方にも強く申し 入れはしてございます。

5 番委員(大作委員)農業委員会で良質土で埋めるように再度確認、要請を お願いします。

岡田次長 もちろん、安全性は第一でございます。権利者の方にも強く申し 入れはしてございます。

石井議長 他に質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

(なしの声あり。)

石井議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を 求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、許可することに決定いたしました。

次に、議案第42号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する変 更承認申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の5ページでございます。

議案第42号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する変更承認申請について

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による変更承認申請を次のとおりとする。

平成21年9月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

本案につきましては、流山市駒木にございます市民農園が廃止となるため、 これに代わる市民農園として、流山市駒木台にある畑、2筆、3,051. 9 8 ㎡の所に、1区画面積15㎡、貸付け区画数150区画を新設したいというものでございます。案内図は10ページでございます。

以上でございます。

石井議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第42号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する変更承認申請について」御報告いたします。

最初に、本件につきましても審議に先立ちまして、関係者からのヒアリングを行っております。申請者は流山市内にある社団法人でありまして、現在、市内に7か所の市民農園を開設しております。

今回、この中で、駒木に開設している市民農園の場所に、特定老人福祉施設を建設する計画となり、本年9月末日をもって閉園することになったため、これにかわる市民農園を新たに開設したいとのことから申請があったものであります。開設計画としては、150区画を予定し、1区画あたりの面積は15平方メートルで、利用料金は年間6,500円でありました。この市民農園は、どの農園も利用者が多いとのことでありますので、運営にあたっては、違法駐車や無農薬農法による害虫被害の防止を図ることなど、近隣施設や周囲の農地などに被害を及ぼすことがないよう特に申し伝えました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

石井議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

11番委員(戸部委員)説明だと駒木地区が廃止されて、老人福祉施設が出来るとのことですが、区画数の詳細をもう一度御説明ください。

岡田次長 現在の駒木地区では125区画ありました。今度新設するところは150区画ということでありまして、30区画ほど増えるわけでございます。まず優先的に駒木を使っていた方に利用して頂きまして、空いた場合は一般に募集するということであります。

11番委員(戸部委員)125区画から150区画に増えたのですね。今後は市民農園を増やしていくということですか。

岡田次長 今回の申請にあたり、そこまでは確認しておりません。農政課が 土地を借りまして、それを市民農園を開設したい業者さんなどに、又貸しを しまして、それが今回の特定農地貸付け申請という形で承認申請があったわ けでございます。 1 1 番委員(戸部委員)農政課というけれども、農業委員会としては、遊休 農地をいかに減らすかが目標になっている。もっと農業委員会として、関心 を持って対応するべきではないか。

岡田次長 そのとおりでございます。大きく関係ありますので、この後またご報告いたしますが我孫子市で行われる耕作放棄地の再生作業の事例研究などもありますので、その点も含めてご参加頂ければと存じます。

1番委員(水野委員)義務者は誰なのですか。それと前の道路は舗装するようですが、市民農園に車で来られる方の駐車場は何か計画をされているのでしょうか。路上駐車とか多くなると思うのですが。

岡田次長 義務者につきましては、流山市が土地を借りまして、申請者に又貸しするわけです。法律的にも義務者は出てきません。車の来園は原則禁止のようです。

3 番委員(坂巻委員)駐車場が無いことは、いろいろ不便ですし問題なので アドバイスをしたらどうですか。

岡田次長 申請者に承認書をお渡しする際に、駐車場の件は申し入れしてい きたいと思います。

3番委員(坂巻委員)わかりました。

石井議長 他に質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

(なしの声あり。)

石井議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、多数であります。

よって本案は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第43号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の6ページでございます。

議案第43号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認を次のとおりとする。 平成21年9月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義 今月は5件でございます。

まず、1番でございますが、流山市西深井の畑7筆、5,439.73㎡

でございます。案内図は11ページでございます。

次に議案書の 7ページでございます。 2 番でございますが、流山市芝崎・古間木・前ヶ崎の田、 3 筆、4 , 4 0 9 ㎡、並びに流山市名都借の畑、 8 筆、 5 , 4 3 9 ㎡でございます。案内図は 1 2 ページから 1 7 ページでございます。

次に議案書の8ページをお開きください。3番でございますが、流山市上 貝塚の畑7筆、6,885㎡でございます。案内図は18ページでございま す。

次に、議案書の9ページでございます。 4番でございますが、流山市西深井の畑3筆、5,003.65㎡でございます。案内図は19ページでございます。

次に、5番でございますが、流山市野々下二丁目の田、989㎡でございます。案内図は20ページでございます。

以上でございます。

石井議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。渋谷委員長。

大塚委員長 議案第43号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況 の確認について」御報告いたします。

本件につきましては、相続税の納税猶予の適用を受けてから 20 年を迎えることから、この適用農地の利用状況の確認について松戸税務署から依頼があったものでありまして、今回は5件の現地調査を実施し、審議を行いました。

この現地の状況でありますが、まず1番の農地につきましては、主にサトイモやネギなどの作付けのほか、耕起が行われておりました。

次に2番でありますが、水田につきましては、稲刈済となっておりました。 また、畑につきましては、ネギの作付けやカブの種まきなどが行われており ました。

次に3番の畑でありますが、主にネギの作付けが行われておりまして、そのほかは耕起済みの状況でありました。

次に4番の畑でありますが、畑3筆ともに耕起が行われておりました。最後に5番の農地につきましても、耕起済みの状況となっておりまして、今回の5件につきましては、いずれも農地として適正に耕作並びに管理が行なわれておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもって、現況地目どおりとして回答するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

石井議長これをもって委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

(なしの声あり。)

石井議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、農地とすることに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

以上でございます。

よって本案は、農地として回答することに決定いたしました。

石井議長 次に、報告第12号「生産緑地買取り申出による農業従事者への 斡旋について」報告を求めます。吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の10ページでございます。

報告第12号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について 生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成21年9月25日報告 流山市農業委員会長 高市 正義 なお、平成21年11月11日を経過いたしますと、生産緑地の行為の制 限が解除されることになります。案内図は21ページでございます。

石井議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら承ります。

(なしの声あり。)

石井議長 特にないようですので次に進みます。

石井議長 次に、報告第13号「利用権の中途解約に係る通知について」報告を求めます。吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の11ページでございます。

報告第13号 利用権の中途解約に係る通知について

農地法第20条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成21年9月25日報告 流山市農業委員会長 高市 正義 本件につきましては、平成21年8月27日付けで合意解約したため通知があったものでございます。

以上でございます。

石井議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら承

ります。

(なしの声あり。)

石井議長 特にないようですので次に進みます。

石井議長 報告第14号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田 次長補佐。

吉田次長補佐 それでは議案書の12ページでございます。

報告第14号 専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規定第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成21年9月25日報告 流山市農業委員会長 高市 正義

まず1番、農地法第4条第1項第5号の規定による届出でございます。これは先月の8月分でございまして、全部で7件の届出がございました。転用目的別では住宅用地が5件、駐車場用地が2件でございます。以上7件、9筆、2,522㎡、内訳は、田、2筆、719㎡、畑7筆、1,803㎡でございました。

次に議案書の14ページでございます。

2番、農地法第5条第1項第3号の規定による届出でございます。これも 先月の8月分でございまして、全部で9件の届出がございました。移転の原 因別では、売買が7件、贈与が2件でございます。

転用目的別では、住宅用地が6件、駐車場用地が1件、住宅用地拡張が2件でございます。以上9件、16筆、9,367㎡、内訳は田、1筆115㎡、畑、15筆、9,252㎡でございました。

以上でございます。

石井議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら 承ります。

(なしの声あり。)

石井議長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いた しました。

これをもって、定例総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時57分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。 平成21年9月25日

議長 流山市農業委員会長職務代理者 石井 勇

流山市農業委員会委員 水野 敬久

流山市農業委員会委員 藤井 俊行